

## 8 選挙公営

### (1) 選挙公報

#### ア 選挙公報発行状況

候補者数	公報掲載申請期限	掲載申請者数	印刷部数	配布世帯数	印刷から配布までの所要日数			公報1部当たりの印刷費(税抜)
					印刷に要した日数	各世帯に配布を完了するまでに要した日数	計	
127	3月29日	127	2,291,150	2,187,299	2日	6日	8日	ブランケット版 2.04円 タブロイド版 2.25円

#### イ 選挙公報の配布方法

	特例配布の届出があった市町数(市町名)
市	11(姫路市、明石市、洲本市、相生市、加古川市、たつの市、赤穂市、三木市、丹波市、南あわじ市、淡路市)
町	2(稲美町、福崎町)

(注) 法第170条第2項による届出のあった市町である。(無投票を含む。)

#### ウ 「選挙のお知らせ」点訳版の購入

発行者	購入部数	配布方法	1部当たりの単価
(社福)兵庫県視覚障害者福祉協会 (点字による「選挙のお知らせ」)	699	県選管より郵便により直送 (一部市町より送付)	850円

#### エ 「選挙のお知らせ」音声版の購入

発行者	購入部数	配布方法	1部当たりの単価
(社福)兵庫県視覚障害者福祉協会 (音声による「選挙のお知らせ」デジタル版)	566	県選管より郵便により直送 (一部市町より送付)	1,390円
(社福)日本ライトハウス点字情報技術センター (音声による「選挙のお知らせ」カセットテープ版)	112	市町より送付	530円

(2) ポスター掲示場

ア 投票区の規模別設置数

区分	1千人未満				1千人以上 5千人未満			5千人以上 1万人未満		1万人 以上		計	
	2km <sup>2</sup> 未満	2km <sup>2</sup> ～ 4km <sup>2</sup>	4km <sup>2</sup> ～ 8km <sup>2</sup>	8km <sup>2</sup> 以上	4km <sup>2</sup> 未満	4km <sup>2</sup> ～ 8km <sup>2</sup>	8km <sup>2</sup> 以上	4km <sup>2</sup> 未満	4km <sup>2</sup> 以上	4km <sup>2</sup> 未満	4km <sup>2</sup> 以上		
市	投票所数	66	76	108	138	880	85	114	187	9	5	2	1,670
	掲示場設置数	320	410	627	931	6,219	726	1,169	1,546	86	47	20	12,101
町	投票所数	11	13	26	62	47	10	21	1				191
	掲示場設置数	59	67	165	444	345	81	253	7				1,421
計	投票所数	77	89	134	200	927	95	135	188	9	5	2	1,861
	掲示場設置数	379	477	792	1,375	6,564	807	1,422	1,553	86	47	20	13,522

(注) 無投票であっても、告示日当日に実際に掲示板を設置した数を含む。

イ 新規、既設別設置数

区分	新設した掲示場数		既設のものを再使用した 掲示場数		レンタル 資材を使用	計
	恒久的	その他	恒久的	その他		
市	445	11,129		527		12,101
町		1,160			261	1,421
計	445	12,289		527	261	13,522

(注) 無投票であっても、告示日当日に実際に掲示板を設置した数を含む。

ウ 市区町別設置数

区分 市区町名	投票区数	法定数	設置数	減少数	区分 市区町名	投票区数	法定数	設置数	減少数
神戸市	355	2,575	2,575		小野市	30	198	200	△2
東灘区	42	305	305		三田市	35	265	265	
灘区	30	219	219		加西市	30	216	216	
中央区	30	216	216		篠山市	53	376	359	17
兵庫区	34	236	236		養父市	28	226	226	
北区	54	409	409		丹波市	40	330	331	△1
長田区	34	232	232		南あわじ市	30	235	235	
須磨区	39	277	277		朝来市	52	369	341	28
垂水区	43	316	316		淡路市	40	279	279	
西区	49	365	365		宍粟市	31	254	254	
姫路市	109	838	825	13	加東市	22	166	166	
尼崎市	82	610	610		猪名川町	14	100	100	
明石市	75	527	527		多可町	11	95	95	
西宮市	119	849	849		稲美町	21	131	135	△4
洲本市	30	201	201		播磨町	13	91	91	
芦屋市	21	152	152		神河町	11	90	90	
伊丹市	55	383	383		市川町	16	108	108	
相生市	23	150	150		福崎町	13	91	91	
豊岡市	64	505	505		太子町	9	66	66	
加古川市	70	500	500		上郡町	11	87	87	
たつの市	35	260	260		佐用町	18	146	146	
赤穂市	22	156	156		香美町	31	237	237	
西脇市	32	220	220		新温泉町	23	175	175	
宝塚市	62	445	445						
三木市	48	336	336		市計	1,670	12,561	12,101	55
高砂市	29	199	199		町計	191	1,417	1,421	△4
川西市	48	336	336		県計	1,861	13,573	13,522	51

工 選挙区別設置数

選挙区名	投票区数	法定数	設置数	減少数
神戸市	553	2,575	2,575	
東灘区	42	305	305	
灘区	30	219	219	
中央区	30	216	216	
兵庫区	34	236	236	
北区	54	409	409	
長田区	34	232	232	
須磨区	39	277	277	
垂水区	43	316	316	
西区	49	365	365	
姫路市	109	838	825	13
尼崎市	82	610	610	
明石市	75	527	527	
西宮市	119	849	849	
洲本市	30	201	201	
芦屋市	21	152	152	
伊丹市	55	383	383	
相生市	23	150	150	
豊岡市	64	505	505	
加古川市	70	500	500	
たつの市及び揖保郡	44	326	326	
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	51	389	389	
西脇市及び多可郡	43	315	315	
宝塚市	62	445	445	
三木市	48	336	336	
高砂市	29	199	199	
川西市及び川辺郡	62	436	436	
小野市	30	198	200	△2
三田市	35	265	265	
加西市	30	216	216	
篠山市	53	376	359	17
養父市及び朝来市	80	595	567	28
丹波市	40	330	331	△1
南あわじ市	30	235	235	
淡路市	40	279	279	
宍粟市	31	254	254	
加東市	22	166	166	
加古郡	34	222	226	△4
神崎郡	40	289	289	
美方郡	54	412	412	
計	1,861	13,573	13,522	51

(3) 公営施設使用の個人演説会

ア 会場数

区分	法第161条第1項第1号の学校及び公民館の数		法第161条第1項第2号の公会堂の数	法第161条第1項第3号の市町の選挙管理委員会の指定した施設					合計
	学校	公民館	公会堂	社寺	農業協同組	商工会議所	その他	計	
市	1,520	231	230				647	647	2,628
町	90	34	18				85	85	227
計	1,610	265	248				732	732	2,855

イ 会場使用度数

区分	施設の使用度数						合計	
	学校及び公民館		公会堂		指定施設		公費負担	候補者負担
	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担	公費負担	候補者負担		
市	67		11		80		158	
町	1		1		7		9	
計	68		12		87		167	

(4) 選挙運動用自動車

区分	一般運送契約によるもの (ア)	(ア)以外の契約によるもの				合計
		自動車の借入 (イ)	燃料の供給 (ウ)	運転手の雇用 (エ)	計	
契約をした候補者数	人 3	人 109	人 104	人 106		
延べ使用(従事)日数	日 27	日 859		日 791		
契約金額の総額	円 1,138,500	円 9,982,947	円 2,202,438	円 9,863,000	円 22,048,385	円 23,186,885
基準額の総額	円 1,161,000	円 17,775,000	円 6,592,320	円 9,887,500	円 34,254,820	円 35,415,820
請求額の総額	円 1,719,000	円 10,128,747	円 2,202,438	円 9,773,000	円 22,104,185	円 23,823,185

(注) 1 本表は供託物を没収されない者について記載している。

2 「契約金額の総額」は、選管に届出された契約届出書記載金額の総計である。

3 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに(ア)1日64,500円×使用日数(イ)1日15,800円×使用日数(ウ)7,560円×選挙運動日数(エ)12,500円×雇用日数により算出したものの合計である。

4 「請求額の総額」は個々の候補者ごとに契約金額と基準額のいずれか少ない額を選び、それを合計したものである。

## (5) 選挙運動用ビラ

区 分	契 約		合 計
	1 種類作成	2 種類作成	
作成した候補者及び枚数	110 人	4 人	114 人
	1,741,565 枚	64,000 枚	1,835,565 枚
契約金額の総額			15,436,423 円
基準額の総額			13,499,713 円
請求額の総額			13,014,136 円
平均単価			7.24 円

- (注) 1. 本表は供託物を没収されない者について記載している。  
2. 「基準額の総額」は、7 円 51 銭×作成枚数により算出したものの合計である。  
3. 平均単価の算出は次の算式による。

$$\frac{\text{契 約 金 額 の 総 額}}{\text{契約届に記載された枚数の全候補者合計枚数}} \quad (1 \text{ 銭未満の端数は切り上げ})$$

## (6) 選挙運動用ポスター

(その 1)

作成した候補者数	契約金額の総額	基準額の総額	請求額の総額	平均単価
125人	77,347,113円	97,730,741円	76,676,299円	1,028円

- (注) 1 本表は供託物を没収されない者について記載している。  
2 「基準額の総額」は、個々の候補者ごとに確認書により確認された作成枚数に当該選挙区におけるポスター掲示場数が、  
(1)500以下の場合  $\frac{310,500 \text{円} + 525 \text{円} 06 \text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}}$  による単価  
(2)501以上の場合  $\frac{573,030 \text{円} + 25 \text{円} 50 \text{銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}}$  による単価  
をそれぞれに乗じたものの合計である（単価はいずれも 1 円未満の端数は切りあげ）。

(その2)

選挙区	単価限度額(円)	選挙区	単価限度額(円)
神戸市東灘区	1,544	赤穂市、赤穂郡及び佐用郡	1,324
神戸市灘区	1,943	西脇市及び多可郡	1,511
神戸市中央区	1,963	宝塚市	1,223
神戸市兵庫区	1,841	三木市	1,450
神戸市北区	1,285	高砂市	2,086
神戸市長田区	1,864	川西市及び川辺郡	1,238
神戸市須磨区	1,646	小野市	2,078
神戸市垂水区	1,508	三田市	1,697
神戸市西区	1,376	加西市	1,963
姫路市	706	篠山市	1,390
尼崎市	945	養父市及び朝来市	1,014
明石市	1,089	丹波市	1,464
西宮市	687	南あわじ市	1,847
洲本市	2,070	淡路市	1,638
芦屋市	2,568	宍粟市	1,748
伊丹市	1,336	加東市	2,396
相生市	2,596	加古郡	1,899
豊岡市	1,135	神崎郡	1,600
加古川市	1,147	美方郡	1,279
たつの市及び揖保郡	1,478		